

令和４年 議案第２４号

令和４年度みよし市スポーツ推進委員の解嘱について
上記の議案を提出する。

令和４年１２月１４日提出

みよし市教育委員会

教育長 増 岡 潤一郎

説 明

この案を提出するのは、みよし市スポーツ推進委員の任期途中での退職に伴い、
解嘱する必要があるからである。

みよし市スポーツ推進委員の解嘱について

1 解嘱委員

氏 名 鈴木 隆行

任 期 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

理 由 一身上の都合による

解嘱日 令和4年12月31日

スポーツ推進委員選任

選出ブロック	氏 名	任 期	備 考
中部小学校区	出 原 裕 仁	令和4年4月1日から令和6年3月31日まで	再任
	雪 野 純 一	令和4年4月1日から令和6年3月31日まで	再任
北部小学校区	石 川 拓 郎	令和4年4月1日から令和6年3月31日まで	再任
	近藤 美和子	令和4年4月1日から令和6年3月31日まで	再任
	伊豆原 めぐみ	令和4年4月1日から令和6年3月31日まで	再任
南部小学校区	宮 澤 義 弘	令和4年4月1日から令和6年3月31日まで	再任
	深 谷 友 昭	令和3年4月1日から令和5年3月31日まで	任期 R5.3.31
天王小学校区	坂 元 享 文	令和4年4月1日から令和6年3月31日まで	再任
	松 波 廣 昭	令和4年4月1日から令和6年3月31日まで	再任
	久 野 正 博	令和4年4月1日から令和6年3月31日まで	再任
	高 根 福 男	令和4年4月1日から令和6年3月31日まで	再任
	前 田 恭 伸	令和4年4月1日から令和6年3月31日まで	再任
三吉小学校区	田 口 忠 秋	令和3年4月1日から令和5年3月31日まで	任期 R5.3.31
三好丘小学校区	鈴 木 康 之	令和3年4月1日から令和5年3月31日まで	任期 R5.3.31
緑丘小学校区	柴 田 雅 文	令和4年4月1日から令和6年3月31日まで	再任
	竹 溪 葉 子	令和3年4月1日から令和5年3月31日まで	任期 R5.3.31
	長 谷 康 美	令和4年4月1日から令和6年3月31日まで	再任
黒笹小学校区	原 田 正 人	令和3年4月1日から令和5年3月31日まで	任期 R5.3.31
	横 井 章 人	令和4年4月1日から令和6年3月31日まで	再任
	鈴 木 隆 行	令和3年4月1日から令和5年3月31日まで	任期 R5.3.31

○みよし市スポーツ推進委員に関する規則

昭和39年9月24日

教委規則第9号

改正 昭和47年4月15日教委規則第1号

昭和53年3月24日教委規則第2号

昭和59年3月19日教委規則第3号

平成3年3月20日教委規則第2号

平成12年3月31日教委規則第4号

平成14年3月29日教委規則第5号

平成15年3月31日教委規則第2号

平成18年2月16日教委規則第1号

平成23年9月22日教委規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定に基づくスポーツ推進委員の職務その他スポーツ推進委員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第2条 スポーツ推進委員は、住民のスポーツの推進に関しその分担する地域又は事項について、次の職務を行う。

- (1) 住民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。
- (2) 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (3) 学校、公民館等の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事又は事業に関し協力すること。
- (4) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し求めに応じて協力すること。
- (5) 住民一般に対し、スポーツについての理解を深めること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、住民のスポーツの推進のための指導助言を行うこと。

2 前項の規定によりスポーツ推進委員が分担する地域又は事項は、教育長が定める。

(定数)

第3条 スポーツ推進委員の定数は25名以内とする。

(任期)

第4条 スポーツ推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠のスポーツ推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、前項の期間中においてもスポーツ推進委員を解嘱することができる。

3 スポーツ推進委員は、再任されることができる。

(服務)

第5条 スポーツ推進委員は、相互に密接に連絡し、協力しなければならない。

2 スポーツ推進委員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例並びに教育委員会の定める規則及び規程に従わなければならない。

3 スポーツ推進委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(研修)

第6条 スポーツ推進委員は、常にその職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(委任)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和47年4月15日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日より適用する。

附 則 (昭和53年3月24日教委規則第2号)

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (昭和59年3月19日教委規則第3号)

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年3月20日教委規則第2号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日教委規則第4号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月29日教委規則第5号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月31日教委規則第2号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成18年2月16日教委規則第1号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月22日教委規則第2号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に体育指導委員である者でスポーツ基本法（平成23年法律第78号）の規定によりスポーツ推進委員とみなされたものの任期は、第1条の規定による改正後のみよし市スポーツ推進委員に関する規則第4条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行の日における体育指導委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。